

バイスタンダーとして活動した市民の
心的ストレス反応をサポートする体制構築
に係る提案

日本臨床救急医学会

バイスタンダーサポート検討特別委員会

平成27年8月1日

担当理事・委員

- 担当理事 森村 尚登 (横浜市立大学大学院医学研究科教授)
- 委員長 石井 史子 (岡山赤十字病院医療社会事業部長)
- 委員 漢那 朝雄 (帝京大学福岡医療技術学部准教授)
- 委員 桐淵 博 (埼玉大学教育学部教授)
- 委員 中村 徳子 (託児ママ マミーサービス代表)
- 委員 西本 泰久 (京都橘大学教授・NPO大阪ライフサポート協会理事長)
- 委員 畑中 美穂 (名城大学人間学部准教授)
- 委員 林 靖之 (済生会千里病院救命救急センター副センター長兼ER部長)
- 委員 守谷 宏太郎 (岡山市消防局審議監)
- 委員 山田 秀則 (名古屋掖済会病院救命救急センター初療室看護師長)

背景1

- 市民は救急事案に遭遇した場合にバイスタンダーとして応急手当を行うことが求められているが、実際に応急手当などに関わった人にストレスが発生することは、多くの市民や医療従事者、行政関係者に認知されていない。
- 最近の国内の報告では、傷病者の転帰が良好であった場合でさえ、強い心的ストレスが発生することが示されている。

背景2

- 現状では心的ストレス反応のサポート体制は確立されていない。
- 当委員会ではこのような現状を踏まえ、心肺蘇生以外の手当も含むあらゆる応急手当に関わったすべての市民に何らかの心的ストレスが生じる可能性があることを社会に周知し、バイスタンダーとして活動した市民の心的ストレス反応をサポートする方策を提案する。

本提案に至る経緯など1

- G2010において、CPRの危険性として、バイスタンダーの精神的な有害事象に関する項目が新規追加されたが、わが国からの報告はほぼ皆無であった。
- 2010年以降、本邦でもCPR実施によるバイスタンダーの精神的な有害事象に関する報告が散見されるようになった。ただし、公的なサポート対策はほぼ皆無の状態である。
- 市民が緊急事案に遭遇した際に、精神的な有害事象を危惧することにより、CPR実施の障壁となる可能性がある。またそのことにより、社会復帰率が低下することも懸念される。

本提案に至る経緯など2

- 本委員会は、エキスパートコンセンサス、すなわち有識者の合意形成というプロセスにより、バイスタンダーの心的サポートに関する提案を行う。
- CoSTR2015の策定においてILCORが採用したPICO*に精神的影響はないため、G2015においてその記載がなくなる可能性もあり。
(*パブリックコメント募集時に提示されたもの)

JRC G2015に本提案の骨子が採用されることを目指す。

バイスタンダーの心的ストレスに関する国内報告

2010以前：一症例の報告2件

- マラソンで倒れた傷病者に対しAEDを使用した死亡した事例において、市民救助者にストレス反応が生じ、こころのケアを実施した。

(厚労省科研平成18年度総括研究報告書「自動体外式除細動器AEDを用いた心疾患の救命率向上のための体制の構築に関する研究」(研究代表者:丸川征四郎)6. AEDの使用者、被使用者に心のケアに関わる研究(研究分担者:島崎修次)資料6-3～6-6)

- 航空機内でCPRを一人で1時間行い傷病者は社会復帰したが、客室乗務員も含めて手伝う人は無く、乗客は野次馬となって写真を撮ったりした事で惨事ストレスを発症した。

(大塚祐司:宇宙航空環境医2007;44:71-82)

バイスタンダーの心的ストレスに関する国内報告 2010以降：複数の人への聞き取り調査・総説

- 保育関係者・養護教諭などを対象とした調査では、バイスタンダーとなり不安を感じた場合にサポート体制があるとよいという回答は94%(対象者586名)であった。また応急手当を実施できるとの回答は当初39%であったが、口頭指導があれば実施できると回答した割合が77%(対象者629名)に増加した。
(中村徳子：小児保健研究2011;70:585-589)
- CPRを行い傷病者の社会復帰に貢献したバイスタンダーに聞き取り調査を実施し、18例中13名に心的ストレス反応が認められた。
(田島典夫ら：日臨救誌2013 ;16:656-665)
- バイスタンダーの心的ストレスに関する国内外の文献をまとめた総説。救助者の心的ケアおよびそのサポート体制の必要性を指摘。
(漢那朝雄ら：心臓2014;46:677-681)

本委員会からの提言1

- 応急手当普及活動の前提として応急手当実施者は身体的・精神的・社会的に保護される必要がある。
- 市民にとって応急手当に関わることは非日常の体験である。そういった体験の後に心的ストレスが生じるのは予想される通常の反応であり、すべての人に多かれ少なかれ何らかの影響が起こりうる。そのストレスはほとんどは問題なく時間とともに軽減するが、何らかの特別な対応が必要な人も存在する。このことを、関係者だけでなく社会一般の共通認識にしていく必要がある。

本委員会からの提言2

- 応急手当講習会の時に、上記の事実（多くの場合、短期間で消失する心的ストレスが発生すること）をきちんと伝えることが望ましい。
- 何らかのサポートシステムを構築する、またその方向性を促していくことが必要である。
（現状や具体例などは以降のスライドに示す。）

応急手当実施者へのサポート

(1) 事前サポート

応急手当講習を行う団体が講習時に伝える事
(自己効力感向上・不安解消のために)

- 誰でもストレスを感じる事
- ストレスを感じたら相談できる窓口が存在すること
(あなたも守りますという温かいメッセージ)
- 119番通報した場合に口頭指導を受けられること
(電話を介して口頭で応急手当の指導が受けられる)
- 野次馬が「(傷病者を)動かすな」と言う事があるが、これは正しくないこと→勇気をもって対応してください。
- 応急手当に関しては免責されること

市民による蘇生の実施：免責される根拠 (JRC蘇生ガイドライン2010から)

- 民法第698条 緊急事務管理

「管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない」

- 刑法第37条 緊急避難

「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない」

→ 市民が救急蘇生を行っても刑法上は、緊急事務管理または緊急避難が成立して違法性が阻却される可能性は高い

= 基本的に免責されると考えてよい。

市民向けCPR講習会におけるストレス軽減のための具体例 (NPO大阪ライフサポート協会)

「AEDを使用した心肺蘇生法」

知っておいてほしいこと

- ・救命処置の**結果に責任を問われることはない**
- ・救命できない場合も多い
 ストレスを感じたら、医師などの専門家に相談しましょう
- ・倒れた人の**プライバシー**にかかわることは秘密にしておく



NPO大阪ライフサポート協会コーススライドから

市民向けCPR講習会におけるストレス軽減のための具体例 (NPO大阪ライフサポート協会)

「あなたの勇気が命を救う！」

AEDをつかっても、急病者やその家族などから訴えられることはないのですか？

- ・ 救命処置は、基本的には義務のない第三者が他人に対して心肺蘇生法などを実施することになることから、「事務管理」に該当。(民法第3編第3章第697条～702条)
- ・ 傷病者の身体に対する「**急迫の危害**」を逃れさせるために実施する関係になることから、「**緊急事務管理**」に該当。(民法第3編第3章第698条)
- ・ 以上より、**悪意または重過失**がなければ心肺蘇生法の実施者が救急患者から責任を問われることはない。



市民向けCPR講習会におけるストレス軽減のための具体例 (一般社団法人Heart Saver Japan)

知っておいてほしいこと

- **救命できなくてもあなたの責任ではありません**
心停止が疑われる人にベストを尽くすことが重要ですが心肺蘇生を行っても決して100%の人を助けられるわけではないことを知っていますか？
(実際に目撃ありの心原性心停止でも心臓が原因の心停止例のうち、AEDによる電気ショックを受けた方々の救命率は41.4%です)
- **一人で頑張りすぎないこと**
蘇生にあたり、周囲の人の応援をもとめること。交代で蘇生を行い一人で頑張りすぎないこと
- **早めの相談**
蘇生後に心配なことがあったら、身近なカウンセラーなどに相談しましょう

バイスタンダーへのサポート例 (1) ふだんからのサポート ～岡山市消防局～

応急手当普及パンフレット



心肺蘇生を行った後・・・

- 岡山市消防局では、救急隊が到着するまでの間、勇気を持って心肺蘇生をしてくださった方の心的ストレス緩和のために相談窓口を設けています。
- 心肺蘇生を行ったことで、精神的に不安を感じる場合は、下の相談窓口にご連絡下さい。

相談窓口

岡山市消防局 救急課救急指導係

電話番号：086-234-9977

(平日の8:30から17:00まで)

バイスタンダーへのサポート例

(2) 応急手当時サポート

● 岡山市消防局

・感謝の言葉と連絡窓口を記載した連絡カードの配布

応急手当を行ってくださった方へ
(岡山市消防局)

救急隊が到着するまでの間、勇気を持って応急手当にあたっただき、ありがとうございました。

※救急現場において、目撃したこと、応急手当をおこなったことでなにか不安なこと等がありましたら、裏面の相談窓口にご連絡ください。

相談窓口

岡山市消防局 救急課救急指導係
電話番号：086-234-9977
(平日の8:30から17:00まで)

協力病院：総合病院 岡山赤十字病院

—

バイスタンダーへのサポート案

(3) 事後のサポート

サポート窓口の設置

本人がストレスを感じた場合あるいは周りの方が気付いた場合の相談窓口

- 一次窓口: 消防をはじめとした応急手当普及活動を実施及び促進をしている機関
(必ずしも専門性は必要がなく、傾聴する姿勢さえあればよい)
- 二次窓口: 今後の検討課題
ストレスチェックリストの作成

バイスタンダーへの事後のサポート例

岡山市消防局のバイスタンダーフォローアップ

